



# 子どもの学びと 学校財務担当者の役割

憲法26条に謳われている『教育の機会均等』・『義務教育無償』を実現するために、学校財務の担当者である学校事務職員は何をするべきなのか。

今回の特集号では保護者負担解消に向けた取組みや、就学援助を受けやすくするための取組みなどを紹介しています。

保護者負担解消では教育費の公費化を進めている自治体が少しずつですが増えています。今回紹介している自治体では学校事務職員の働きかけがありました。就学援助を受けやすくするために、退職後も一市民として活動している元学校事務職員がいます。

それらから学ぶべきことは何なのか。

97号、101号に続く第3弾!!

子どもの学習権を保障するために、  
何をすべきなのかがわかる一冊です。

他には...

全国制度研冬の集会報告

第一部では給食費未納問題から考える子どもの貧困から、講義&全国各地の取組みについて報告されています。第二部では大阪市、福岡県の教育費、就学援助費についての実態報告があります。準要保護費が一般財源化されたことで、何が起きているのか。読んでみよう。

バウチャー制度

長野県上田市民がバウチャー制度について話し合い、導入の延期に至った経緯を説明しています。バウチャー制度は何をもたらすんだらうとわからない方はぜひ、ご一読を。

## 目次

- 座談会 学校にいる私たちにできること  
憲法25条・26条を子どもたちへ
- 教育費・保護者負担解消にむけて  
公費・私費負担区分の取り組みと課題  
町議会での教材費公費負担論議  
地域とつながる、地域とつなげる学校事務  
予算委員会誕生  
入学準備用品の公費予算化  
総合学習発26条行き  
「新学習指導要領」を熟読し……
- 就学援助を考える  
子どもの権利を守る市民として  
「まちかど事務室」のとりくみ  
今、学校事務職員の任務として  
「就学援助制度」をもう一度考えよう
- 市民の力で「教育バウチャー制」導入を延期
- 09冬の集会in大阪  
第1部 記念講演  
「教育を受ける権利と子どもの貧困」  
(大阪経済大学 藤澤宏樹)  
第2部 子どもの学びと学校事務教員の役割  
学校にいてなすべきことは何か
- おすすめの1冊  
『学校から見える子どもの貧困』  
(藤本典裕・制度研、大月書店)

2009年7月23日発行  
A5判 64ページ  
500円 (送料160円)

編集・発行 全国学校事務職員制度研究会



## 注文はこちらへ



■ 神奈川県横浜市立すすき野中学校 植松直人  
〒225-0021

神奈川県横浜市青葉区すすき野3-4-3

TEL 045-901-5896 FAX 045-904-2439

■ <http://www.bekkoame.ne.jp/ha/seidoken/>  
(「制度研」で検索できます)

■ E-mail [seidoken@ha.bekkoame.ne.jp](mailto:seidoken@ha.bekkoame.ne.jp)